

ヒブ(インフルエンザ菌b型)・小児用肺炎球菌ワクチンについて

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種について、下記の記載内容を御確認いただき、できるだけ接種の望ましい時期に接種しましょう。

■ **対象者** 生後 2 か月から 5 歳未満(接種時に 5 歳になる前日まで)の乳幼児

*** 生後 2 か月から 7 か月に至るまでに接種開始することが望ましいとされています**

■ **接種費用** 委託医療機関での接種は無料(全額公費負担)

■ **標準的な接種回数**

* 初回 1 回目の接種開始月齢(年齢)によって異なります

接種開始時の月齢 (年齢)	ヒブワクチン (インフルエンザ菌b型)	小児用肺炎球菌ワクチン
2 か月から 7 か月未満	初回接種として 27 日以上の間隔で 3 回接種後、追加接種として 7~13 か月あけて 1 回：計 4 回 ※1 歳までに 3 回の初回接種が終了せず、1 歳になってから追加接種を行う場合は、初回接種終了後 27 日以上の間隔で 1 回	初回接種として 27 日以上の間隔で 3 回接種後、追加接種として 60 日以上の間隔で 1 歳になってから 1 回：計 4 回 ※2 回目の接種が 1 歳を超えた場合は、3 回目の接種は行わない
7 か月から 12 か月未満	初回接種として 27 日以上の間隔で 2 回接種後、追加接種として 7~13 か月あけて 1 回：計 3 回 ※1 歳までに 2 回の初回接種が終了せず、1 歳になってから追加接種を行う場合は、初回接種終了後 27 日以上の間隔で 1 回	初回接種として 27 日以上の間隔で 2 回接種後、追加接種として 60 日以上の間隔で 1 歳になってから 1 回：計 3 回
1 歳から 2 歳未満	1 回のみ接種	60 日以上の間隔で 2 回接種
2 歳から 5 歳未満		1 回のみ接種

■ **接種方法**

1. 町と契約した下記の委託医療機関の中から接種を希望するところを選び、直接医療機関に電話で予約する。

* 委託医療機関名(電話番号)

- ・医療法人社団オロロン会 苫前クリニック(64-9070)
- ・JA 北海道厚生連 苫前厚生クリニック(65-3535)

2. 予約日に接種する

* 予防接種の際に医療機関に提示してください

- ・健康保険証など氏名、生年月日、住所が記載されているもの
- ・母子手帳

長期間住民票を移動させずに他の市町村に滞在するなど、やむをえない事情により委託医療機関以外の病院で接種を希望する場合、事前に手続きが必要になります。保健福祉課保健係までお問い合わせください。

●ヒブワクチンとは

乳幼児のヒブ（インフルエンザ菌b型）による髄膜炎や肺炎などの感染症を予防するワクチンです。

●小児用肺炎球菌ワクチンとは

乳幼児の肺炎球菌による髄膜炎や菌血症などの感染症を予防するワクチンです。

●ヒブ、肺炎球菌に感染したら

ヒブ、肺炎球菌に感染すると細菌性髄膜炎や肺炎などの病気を引き起こします。特に細菌性髄膜炎にかかると死に至ったり、重い後遺症が残る場合もありますが、初期症状はかぜなど他の病気と似ているため早期診断が難しい病気です。

この細菌性髄膜炎の発生要因のうち、ヒブと肺炎球菌が約9割を占めているとされています。ワクチン接種により細菌性髄膜炎を予防する効果が期待できます。

● 望ましい接種の時期

細菌性髄膜炎は約半数が0歳児のうちにかかり、それ以降は年齢とともに減少し5歳過ぎの発症もありますが、5歳頃までは発症しやすいとされています。

そのため、ヒブ、肺炎球菌ワクチンともに早い時期の接種が勧められています。

●ワクチンの副反応

ワクチン接種後に接種部位が赤くはれたり、発熱することがあります。副反応のほとんどは接種後2日後までに出現し、通常は数日で消失します。

●健康被害救済制度

予防接種法に基づき予防接種を受けた副反応によって障害が発生し、または死亡した場合、当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、苫前町は予防接種法の規定に基づき医療費などの給付を行います。

■ お問い合わせ先

苫前町保健福祉課保健係（電話64-2215）